

# 学校生活のきまり

## 1 服装

中学生にふさわしい服装をする。 ※コート類については派手なものや高価なものは禁止する

- ① 制服は男女とも学生標準服とし、制服やジャージの下に着るシャツ類については派手でないものとする。また、下に着ているもの(パーカーなど)を、えりやそで、すそから出さない。
- ② 女子のセーラー服は、夏期は白色(半袖も可)である。また、ストッキングの色は肌色または黒とする。
- ③ 男子は、夏期は長袖・半袖ワイシャツ、開襟シャツ(白色の無地)とする。
- ④ 冬季は、男女とも冬服を着用する。男子が途中で脱ぐ場合は、白ワイシャツに名札を付ける。
- ⑤ ジャージでの登下校時は、上か下の指定ジャージを着用すること。校内は自己判断。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 学校内では制服または学校指定ジャージを着用する。ジャージの着用は基本的に体育の授業のみとし、授業終了後はすみやかに制服に着替える。 <u>着替え場所は、体育館更衣室か自分の教室とする。</u> |
| イ | 登校は原則制服とする。但し1時間目が体育の時は、指示された服装で登校する。体育が終わり次第制服に着替えることとする。                                       |
| ウ | 5, 6時間目のいずれかが体育の時は、その後の活動はジャージのままでよい。但し制服着用を指示された場合にはすみやかに制服に着替えることとする。                          |
| エ | ジャージ着用の授業が2つある場合その間が1時間であれば制服に着替えなくてもよい。   |
| オ | 4時間目がジャージ着用の授業であった場合は、着替えは昼休みでもよい。   |
| カ | 体育祭・学校祭などの特別日課期間と大掃除・身体測定・健康診断のときは適宜指示された服装とする。  |
| キ | 制服で登校すべき日にやむを得ずジャージで登校する時には、学級担任に保護者が電話か紙に書いて事情を伝える。   |
| ク | 教室内でのコート類の着用はしない。(寒さは、中に着るもので調節する。)  |
| ケ | 暴風雨などで登校中に濡れることが予想される日は本人、保護者の判断でジャージなどの着替えを用意してもよいこととする。 <u>また、ジャージ登校後、制服に着替えてもよいこととする。</u>     |
| コ | 学生標準服の左胸には記名章を付ける。 <u>登校後、記名章を付け、帰りの会で回収する。</u>  |
| サ | 男子の学生標準服のボタンは第1ボタンまでしっかりかける。 <u>ジャージの上のファスナーを下げるときはヨネックスのマークまでとする。暑いとき校内ではジャージの上下を脱いで良い。</u>     |
| シ | シャツのすそは、きちんとズボンの中に入れる。またズボンのすそはまくらない。  |
| ス | 女子はタイをしっかりつける。うしろで縛ったり、切ったりして短くしないこと。  |
| セ | 女子のスカート丈は、ひざがかくれる長さにする。  |
| ソ | 制服には、アクセサリーやピンをつけたり、変形したりしない。  |
| タ | 化粧品用品・香水・口紅・マニキュア・ブローチ・ネックレス・指輪・ピアス、は使用しない。  |
| チ | <u>リップクリーム・ハンドクリームは採用で無臭のみ、制汗剤は無臭のみ(シートのは袋に入れて持ち帰る)認めるが、時と場所を考えて使用する。</u>                        |
| ツ | <u>ネックレス(スポーツ系含む)やミサンガ類の装飾物を付けない。</u>  |

## 2 髪型

中学生にふさわしい清潔端正な髪型とする。

流行を追うような髪型や、過度にファッションを意識した髪型は禁止する。

\* 頭髮は、前は目に入らないこと。また、加工は一切しないこと。整髪料の使用は禁止する。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 男子〜耳や襟にかからないようにする。                           |
| イ | 女子〜長い髪は束ねる。                                  |
| ウ | 長髪をしばるリボン・ゴム・ヘアピン等は極端に華美なものは使用しない。(黒・紺・茶の単色) |

## 3 持ち物

カバンについてはリュック型のカバン(両肩で背負えるカバン)を使用する。

(目印にキーホルダー1つまで可)

置き場所は、教室後ろの棚に整頓して置く。(机の横には掛けない)

- |   |  |
|---|--|
| ア | 貴重品・不要な金銭・学習に不要な物は持って来ない。  |
| イ | 貴重品・お金・携帯電話などやむを得ず持ってきた場合は、朝のうちに学級担任に預ける。                                      |
| ウ | 持ち物には記名する。   |
| エ | 教科で認めた物以外の教科書・ワークやその他の私物類は必ず持ち帰る。(朝読書の本は除く)<br><u>(教科で認めたものは「置き勉BOX」に保管する)</u> |
| オ | 時計は、特別な事情で許可された場合以外は持って来ない。  |
| カ | 昼休みの教室内での遊び用具についてはトランプとウノを認める。(生活専門委員会で決定)                                     |

#### 4 履 物

○登下校時の靴については体育に適した運動靴とし、冬は防寒靴も認めるが、ヒールのあるものや高価なものは禁止する。

- ア 校内での上靴は、指定のものを履く。万が一忘れた場合は生徒用スリッパを貸し出すので、職員室へ申し出る。職員玄関にある来賓用スリッパを勝手に利用しないこと。  
イ 校内での上靴は、学校指定のものとし、黒のマジックで名前を書くものとする。

#### 5 礼 儀 作 法

相手に好感を与え、また快適な学校生活を送れるためのマナーを身に付ける。

- ア 朝・帰りの挨拶は進んでおこない、職員室の出入りや廊下で教職員・来客に会った時は気持ちの良い挨拶をする。  
イ 式典、集会などではしっかりした座礼をする。  
ウ 正しい言葉遣いをする。  
エ 教室や廊下では、走り回ったり、大声を出すなど他人に迷惑をかける行為はしない。  
オ 他学年のフロアは入らない。また他学級には入らない。  
カ 廊下・便所・更衣室・階段・玄関などで人の迷惑になるような「たむろ」はしない。  
キ トイレは通常は、指定された場所のみを使用する。  
ク 机の上・窓際・給食台・ストーブに腰掛けない。  
ケ 職員室に入るときのマナーを守る。ノックと挨拶をしてから入室する。  
コ 正しい身なりで入室し、コート類を脱ぐ。用事が済んだら速やかに退室する。退室時は挨拶をする。  
サ パソコン室・視聴覚室・図書室への移動の際には西階段を利用する。

#### 6 時 間 の け じ め

時間を守る習慣を身に付ける。

※ 特別活動の下校時間は、基本は最長午後4時30分までとし、係提案により例外を認める。

※ 地域スポーツ文化クラブ終了下校時間は、4月～9月は18時15分、10月は17時45分、11月～1月は17時30分、2～3月は17時45分とする。

- ア 日課表を守って行動する。  
イ 5分前登校(～8:05)、8:10までには着席し、準備・朝読書を開始を心がける。  
ウ 8:10に玄関に入れなかった者は遅刻となる。  
エ 時間に余裕をもって行動し、始業チャイム5分前入室、3分前着席を心がける。  
オ 終了のチャイムが鳴るまでは教室から出ない。  
カ 下校時刻を守り、許可なく校内・校地内に残らず、寄り道せずに下校する。  
キ 欠席・遅刻・早退の時は、保護者に電話連絡をしてもらうか、紙に記入して提出する。  
ク 遅刻をした場合は、職員玄関のインターホンで校内の教職員と連絡を取り、解錠してもらい、職員に遅れた理由を伝えた後、教室に行く。  
ケ ホールのピアノは昼休みのみの利用する。(コロナ禍のため当面使用は禁止)

#### 7 集 団 行 動

整然とした集団行動をおこなうため、規律ある行動を身に付ける。

- ア 放送の指示で各学級2列で私語をせず廊下に整列する。  
イ 学級委員長・副委員長は各学級の先頭、生活専門委員は各学級の後ろで整列の指示をする。  
ウ 体育館入場後は、最前列と3年1組右側列を基準に前後左右の間隔を整える。  
エ 生活専門委員長の指示に従って着席し、集会の開始を静かに待つ。  
オ 生活専門委員長は全校生徒の整列を指示し、集会終了後(退場前)に評価を行ない以後の集会での課題を明らかにする。  
カ 集会終了後、生活専門委員長の指示に従って学級正副委員長を先頭に列を崩さずに前方より退場する。

## 8 放課後活動（特別活動・課外活動）

放課後の活動も秩序をもって行動する。

- ア 課外活動・特活の時は、すべての活動場所に学習道具やその他の所持品を持参し、課外活動スポンサーの指示に従い、活動場所にまとめる。
- イ 地域スポーツ文化クラブ活動に関わる着替えは基本体育館更衣室で行う。体育館が清掃中の時は、体育館を使用するクラブの生徒は、終了するまで更衣室で待機する。（カギが開いていない場合は職員室へ取りに来る。）
- ウ 特別活動は活動終了後、施錠・整理整頓をして、責任者が担当の先生に終了報告をして下校する。
- エ 課外活動は各部の活動規則に従って規律正しく行う。
- オ 後始末は責任をもって行なう。
- カ 課外活動時間中、一般生徒は体育館及びグラウンドなどの活動場所は使用しない。
- キ 課外活動時間については、学校で定めた時間を厳守する。
- ク 自転車通学は認めない。（休日や再登校時の課外活動に限り、保護者の判断で許可する。）

## 9 校外生活

- ア 市少年指導センターの「生活のきまり」に従った生活をする。（別記参照）  
夏期間（4月～9月） 冬期間（10月～3月）
- イ アルバイト（新聞配達）は、学校に届出をし、許可を得てから行なう。

## 10 学校の施設や備品に関すること

公共物を大切に、外観・中身ともに立派な学校をつくらうとする意識を持つ。  
安全に配慮し、危険な行為をしないようにする。

- ア 机などに落書きをしない。
- イ ドアの開閉などは乱暴にしない。
- ウ 昼休み体育館でボールを蹴ることは禁止。サッカーボールだけグラウンドでのみ蹴ってよい。
- エ 部活のトレーニング以外で廊下や階段を走らない。
- オ 防火扉・防火シャッターなど命に関わる設備は悪戯しない。

## 11 その他

- ア 登下校時に飲食をしない。
- イ 非常時以外は、非常口からの出入りをしない。
- ウ 休日など登校するときも制服か指定ジャージを着る。
- エ 原則として、登校後の忘れ物は取りに戻らない。